

2. 道路構造物に関する基準について

道路に関する技術基準とは

○道路法に基づく、道路の構造又は道路の維持若しくは修繕に関する技術基準

	新設・改築	維持・修繕
法律	道路の構造の原則、道路の維持又は修繕に係る道路管理者に対する責務及び政令で定める技術基準の範囲を規定	
	<p>第29条 道路の構造は、(略)通常の影響に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。</p> <p>第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、(略)政令で定める。</p>	<p>第42条</p> <p>1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、(略)に努めなければならない。</p> <p>2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。</p>
政省令 告示	上位法令からの委任に基づき、道路が満足すべき性能や規格等を定量的又は定性的に定めた一般的技術的基準	
	<p>設計車両 設計自動車荷重 舗装、交通安全施設、防雪施設、トンネル、橋・高架の道路</p> <p>等</p>	<p>5年に1度の近接目視点検を基本健全性の診断結果を4段階に分類 点検結果・診断結果を保存</p> <p>等</p>
通達	関係法令に基づき道路の設計、施工、点検又は記録等を行うための一般的技術的基準	
	<p>作用する荷重の算定方法 使用材料 許容応力 設計方法 施工上の留意点</p> <p>等</p>	<p>判定の単位 変状の種類 記録様式</p> <p>等</p>

【法律】

道 路 法

第29条（道路の構造の原則）

道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全なものであるとともに、安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならない。

第30条第1項（道路の構造の基準）

高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。
(略)

十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度

【政令】

道 路 構 造 令

第23条第2項（舗装）

車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49kNとし、(略)自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令

【省令】

第2条（舗装）

- 1 車道及び側帯の舗装は、次条から第五条までに定める基準に適合する構造とするものとする。
 - ・第3条 疲労破壊輪数
 - ・第4条 塑性変形輪数
 - ・第5条 平坦性
- 2 車道及び側帯の舗装は、(略)雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、(略)第六条に定める基準に適合する構造とするものとする。

舗 装 の 構 造 に 関 す る 技 術 基 準

【通達】

- ・用語（「疲労破壊輪数」等）の定義
- ・性能指標および基準値
- ・設計期間
- ・性能の確認方法
- ・舗装計画交通量
- ・施工上の留意点

について規定

【法律】

道 路 法

第42条（道路の維持又は修繕）

- 1 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。
- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

【政令】

道 路 法 施 行 令

第35条の2第2項（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

- 1 二 道路の点検は、（略）適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。

【省令】

道 路 法 施 行 規 則

第4条の5の2（道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

- 令第35条の2第2項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物（略）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とする。
 - 二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
 - 三 （略）

【告示】

トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。（以下略）

【通達】

定 期 点 検 要 領

- | | | |
|-------|----------------|---------|
| ・適用範囲 | ・定期点検の頻度、方法、体制 | ・健全性の診断 |
| ・措置 | ・記録 | |

道路に関する技術基準の制定状況

- 道路の主要構造物についての新設・改築の技術基準は、土工構造物以外は既に制定
- 法42条に基づく維持・修繕に関する技術基準については、点検要領として制定（平成26年6月）

	新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準
橋梁	橋、高架の道路等の技術基準【H24】	定期点検要領【H26】
トンネル	道路トンネル技術基準【H元】	定期点検要領【H26】
	道路トンネル非常用施設設置基準【S56】	
舗装	舗装の構造に関する技術基準【H13】	—
	電線等の埋設物に関する設置基準【H11】	
土工	—	定期点検要領（シェッド・カルバート）【H26】 —
附属物等	立体横断施設技術基準【S53】 ※	定期点検要領（立体横断施設・門型標識）【H26】
	道路標識設置基準【S61】 ※	
	道路照明施設設置基準【H19】 ※	—
	道路緑化技術基準【S63】 ※	

※新設、改築の技術基準に一部点検、維持管理に係る記述有り

調査、検討対象とする技術基準について

- 道路法第29,30条に基づく新設・改築の技術基準及び第42条に基づく維持・修繕の技術基準が調査対象
- 基本的事項を定める等の主要な技術基準は個別に、詳細に調査、検討
- その他の技術基準については、必要に応じ道路技術小委員会へ報告

技術基準の分類	小委員会における位置づけ	対象となる技術基準の例	
		新設・改築に関する技術基準	維持・修繕に関する技術基準
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な技術基準 	技術基準ごとに調査、検討	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 橋、高架の道路等の技術基準 ▶ 防護柵の設置基準 ▶ 舗装の構造に関する技術基準 ▶ 道路標識設置基準 ▶ 道路緑化技術基準 ▶ 道路土工技術基準(仮称) ▶ 電線等の埋設物に関する設置基準 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定期点検要領
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主要な技術基準に基づき詳細を定めるもの • 運用等詳細を示す技術基準 • 特定の項目について補足する技術基準 等 	必要に応じ報告	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 車両用防護柵性能確認試験 ▶ 道路標識の表示地名に関する基準(案) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国が管理する一般国道及び高速自動車国道の維持管理基準(案) ▶ 道路橋のアルカリ骨材反応に対する維持管理要領(案)

- 国交省以外の施策に関係する事項等については、別に委員会を設置して検討
- 詳細な技術的検討について、必要に応じ、分野別会議に代えて、別の委員会で検討

基本的考え	道路技術小委員会	別の委員会
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主要な技術基準 ➢ 密接に関連する技術的課題 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国交省以外の施策等に関係する事項 ➢ 道路構造物以外の施策等と密接に関連する検討 ➢ 既に定められた主要な基準に基づく運用方法 等

別の委員会で検討する場合の例

- 電線等の埋設物に関する設置基準については、総務省、経産省、国交省が密接に関連する基準等を有していることから、分野別会議に代えて「無電柱化低コスト手法技術検討委員会」を設置して検討

<道路技術小委員会>

<無電柱化低コスト手法技術検討委員会>

- ・ケーブルの最小埋設深さについての技術的な検証
- ・低圧電線と通信線の最小離隔距離についての技術的な検証

○道路技術小委員会においては、舗装構造の面から以下について確認

- ・検討の着眼点
- ・評価結果(案)

- ・道路法施行令[電線の占有の場所に関する基準](国交省)
- ・有線電気通信設備令(総務省)
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令(経産省)